

改正行政不服審査法への対応について

1 行政不服審査法の概要と改正の経緯

行政不服審査法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（広義の「処分」）に関する不服申立て（行政上の不服申立て）についての一般法で、個別法に特別な定めがある場合を除き、国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用され、訴訟と比べ簡易迅速（手数料も不要）な手続であること、当該行為の違法性のみならず不当性についても判断すること等に特徴があります。

昭和37年に制定・施行されて以降、50年以上本格的な改正はありませんでしたが、その間の国民意識の変化、行政手続法の制定（H5）や行政事件訴訟法の改正（H16）等の関連法制度の整備が行われたのを受けて、行政不服審査法も公正性・利便性の向上等の観点から時代に即した抜本的な見直しが必要となったため、昨年全部改正が行われ、平成28年4月1日から施行される予定です。

2 主な改正の内容

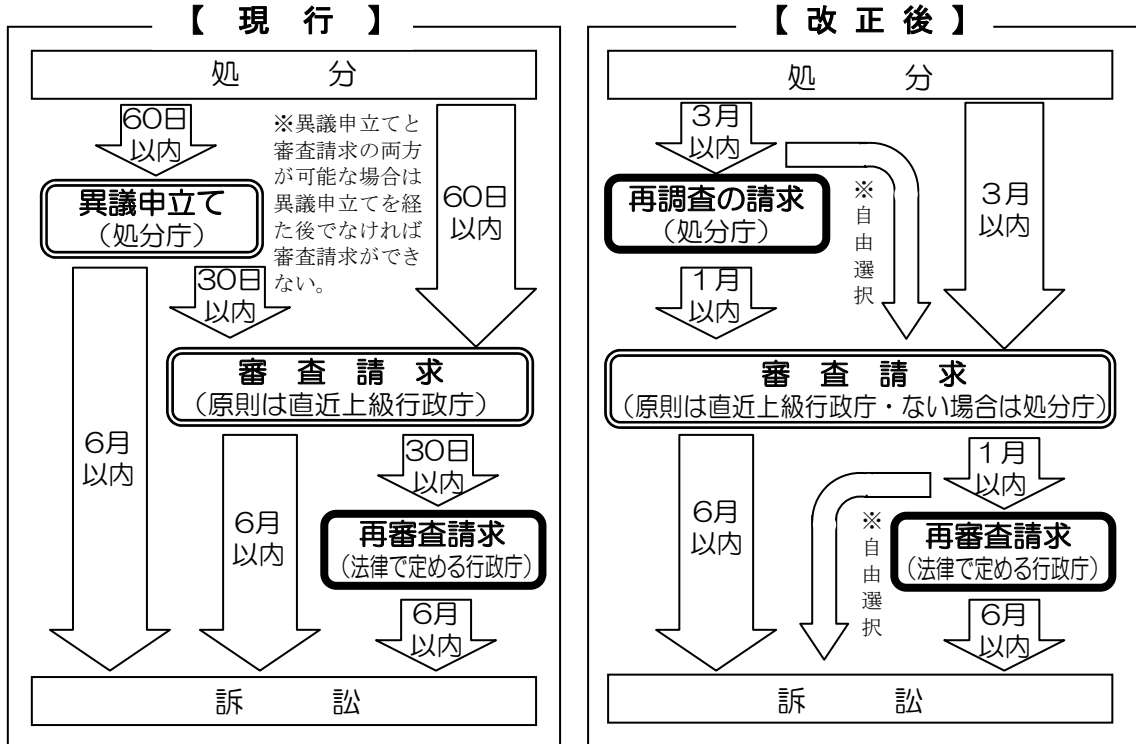
改正法では、主に①公正性の向上、②利便性の向上、という二つの見直しの観点から、次のような改正が行われました。

見直しの観点		現行 行政不服審査法 (昭和37年法律第160号)	改正 行政不服審査法 (平成26年法律第68号)	
① の公 向正 上性	審理を行う者	規定なし(処分関係者が審理を行うこともありうる)	職員のうち処分に関与しない者(審理員)が審理を行う(注)	
	第三者による審査	—	裁決について、有識者等からなる第三者機関(行政不服審査会等)が審査(注)	
	審査請求人の権利	関係書類は閲覧可能	関係書類は閲覧に加え、謄写が可能 口頭意見陳述で処分庁への質問が可能	
② の利 向便 上性	不服申立て可能な期間	60日	3か月	
	不服申立ての 手続の種類	原則	上級庁がある→審査請求 上級庁がない→異議申立て	審査請求に一元化
		例外	異議申立て(審査請求に前置) 再審査請求(審査請求後)	再調査請求(審査請求前の選択制) 再審査請求(審査請求後、出訴前)
	迅速審理の工夫	—	標準審理期間の設定 争点・証拠を事前に整理	
不服申立て前置	不服申立てに対する裁決を経た後でなければ出訴できない旨(不服申立前置)を定める個別法が96件ある	96件の法律のうち、68件の法律で廃止・縮小(関連法により整理)		

(注) 審査庁が合議制の機関である場合等は、審理員の指名や第三者機関への諮問は不要です。

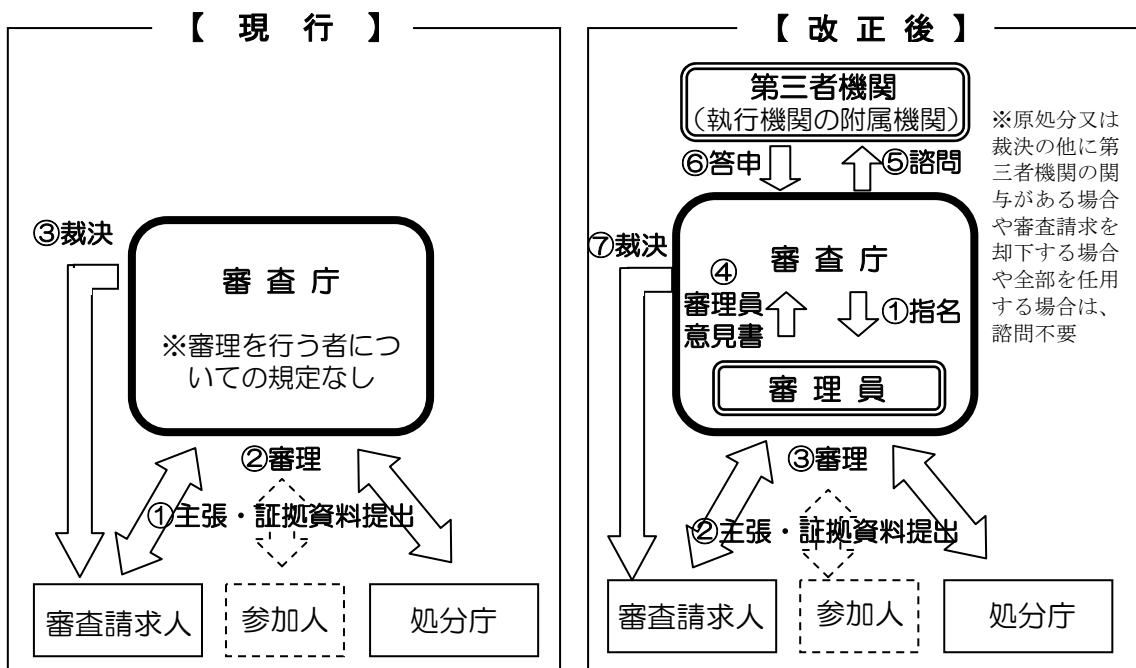
3 不服申立ての構造の見直し

不服申立類型を「審査請求」に一元化するとともに、審査請求期間を60日から3月に延長しました。改正の前後の構造の比較は下図のとおりです。



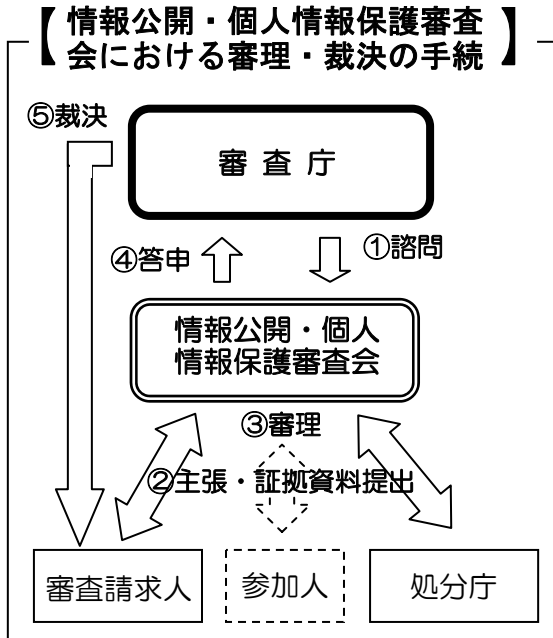
4 審理・裁決の手続きの見直し

原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続きを行う審理員制度、第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする第三者機関への諮問手続きを導入しました。改正前後の手続きの比較は下図のとおりです。



5 情報公開・個人情報保護審査会の取扱いについて

○改正法の第三者機関と情報公開・個人情報保護審査会の役割の違いについて



改正法により、新たに設置されることとなる第三者機関は、既にいったん審理された内容に基づき作成された審理員意見書の適法性・妥当性を審査することを主たる役割とするものです。これに対し、情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開条例又は個人情報保護条例に基づき、不服申立ての原因となった処分の妥当性について、直接に諮問を受け、具体的な審理を行うもので、改正法により別途設置される審理員による審理手続きの役割も併せ持つ機関であるといえます。

情報公開請求等に係る審査請求において審理されるのは、公文書等を公開・開示することの適否や公文書等の存否等であるため、審理において求められるものは、行政の観点からの専門的な判断ではなく、市民感覚（社会通念）に基づいた自由な心証による判断です。

このため、審理は、直接、審査請求に係る文書等を見たり、直接、関係者の話を聞いたりして、その適否を判断するという方法とするのが適切であり、審理員がした審理の手続きや内容の適否を検討するという間接的な方法は、適切とはいえません。

また、情報公開請求における特質として、市の機関の全ての部署に関わる請求が行われる場合（例：市が締結した業務委託契約の全てに対する情報公開請求など）があります。この場合、全ての部局の職員が決定に関与することになるため、審理員となるべき者がいないという事態も想定されます。

○改正法施行後の情報公開・個人情報保護審査会の体制について

改正法第9条第1項ただし書きには、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は審理員の指名を不要とすると規定されています。これは、審理の公正性、透明性を高めることを目的として審理員制度を導入したものでありますが、それと同様、又はそれ以上の政治的中立性や専門性等を有する合議体による審理手続きが確保されるのであれば、あえて審理員を指名する必要はないとの趣旨に基づく規定です。

改正行政不服審査法

(審理員)

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第3節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。（以下略）

国においても、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法において、審理員による審理は行わず、国の情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされています。

改正法の第三者機関と情報公開・個人情報保護審査会の役割の違いを踏まえ、長岡市においても、条例に特別な定めを設けることにより、情報公開請求・自己情報開示請求等に係る審査請求において審理員審理を行わないこととし、新たな第三者機関（行政不服審査会）と情報公開・個人情報保護審査会を別個の機関として併立させることとします。

6 改正法施行までに必要な条例の制定・改正について

以下のとおり条例の制定又は改正を行う予定です。

1 長岡市行政不服審査会条例の制定

市長の附属機関として、行政不服審査法に基づく第三者機関に当たる行政不服審査会を設置し、その組織、運営方法等を定めます。

2 長岡市情報公開条例の一部を改正する条例

情報公開決定等の処分に対する審査請求があった場合について、行政不服審査法第9条第1項ただし書きに基づき、審理員を設置しないとする規定を設けるとともに、情報公開・個人情報保護審査会において、通常、審理員が行うのと同様の措置を行うことを追加します。

3 長岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人情報保護に関する決定等の処分に対する審査請求があった場合についても、2の場合の同様の規定を追加します。